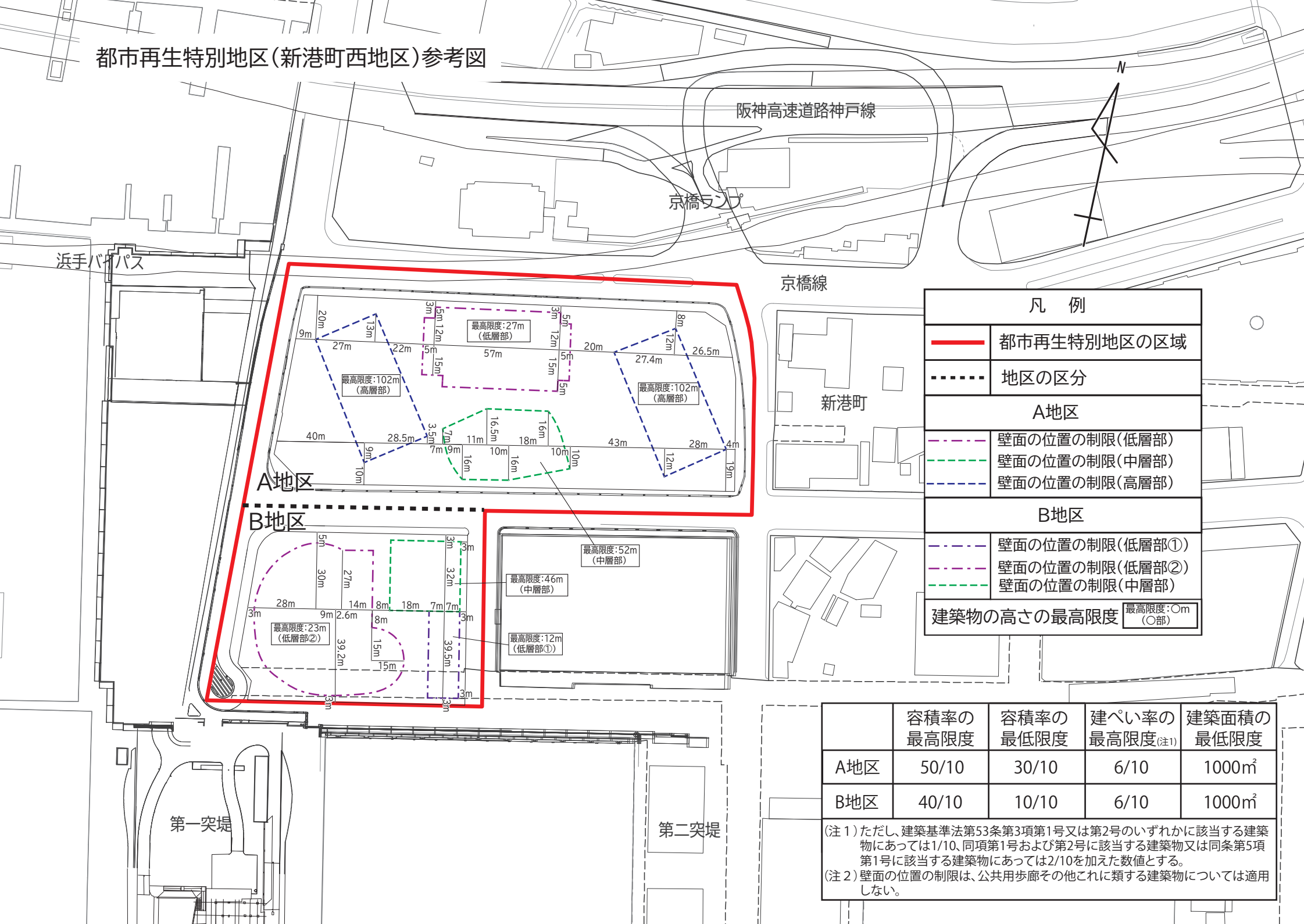


都市再生特別地区(新港町西地区)参考図



凡 例	
—	都市再生特別地区の区域
- - - - -	地区の区分
A地区	
- - - - -	壁面の位置の制限(低層部)
- - - - -	壁面の位置の制限(中層部)
- - - - -	壁面の位置の制限(高層部)
B地区	
- - - - -	壁面の位置の制限(低層部①)
- - - - -	壁面の位置の制限(低層部②)
- - - - -	壁面の位置の制限(中層部)
建築物の高さの最高限度	
最高限度: 0m (○部)	

	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度(注1)	建築面積の 最低限度
A地区	50/10	30/10	6/10	1000㎡
B地区	40/10	10/10	6/10	1000㎡

(注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号および第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

(注2) 壁面の位置の制限は、公共用歩廊その他これに類する建築物については適用しない。